

戦後農家の相続と扶養の実態

— 隠居慣行を中心として —

渡 邊 吉 利

はじめに

人口というそれ自体は抽象的な数字で表わされるものも、それを構成する諸個人は、現実的・具体的には、家族あるいは世帯と呼ばれる集団を形成し、その集団の中で成長し、老い、またその中で世代交代を行なう。ところで、家族を構成する人々の範囲と人員、世代交代のあり方は、場所により時代によって、非常に大きな差異を示す。ここでは農家の相続¹⁾という、一見、人口や家族とは何の関連もないと思われるものが、隠居慣行という現象を媒介として、家族の構成や規模、世代交代のあり方と密接に関連し、ひいては家族内の高齢者の扶養というようなことと一定の関係をもっていることを戦後なん回か行なわれた農家相続に関する調査の事例から示そうとするものである。

1. 相続と扶養の類型

民法の相続規定は必ずしも扶養法的構成を示すものではないといわれる。しかし、現実に農家の相続現象の中では、(相続)財産移譲のさい、農業経営維持の配慮と併行して、家族構成員の生活保障のためあるいはその生活の一助とするために、なんらかの財産分与、利益の付与あるいは財産の留保が行なわれている。そして同時に、財産ゆずり(分割)を行なった高齢者または配偶者が、財産をゆずられた若夫婦(後継者)と一緒に暮らすか、あるいは別に暮らすかどうか決められる。

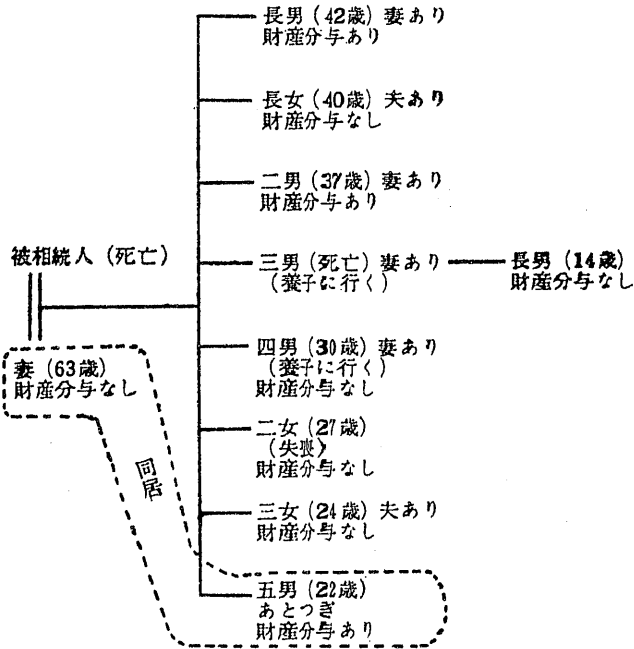
これらのことは、実際にはその地方の慣習と農業のあり方、周囲の経済的な条件によって様々なありさまを示している。

これらの相続のさいにおける家族の構成あるいは分離の特徴を扶養をも加味して分類すると、親夫婦と息子夫婦といった2世代にわたる夫婦がいる場合に、その2世代の夫婦の住居を別にするとかカマドを別にするなど各世代の夫婦単位の起居生活をなんらかの程度分離して相互に独立させようとする配慮が慣行として成立している場合と、そのような各世代の夫婦の生活を分離独立させる慣行がなく2世代にわたる夫婦が同じ家の中で同じ一つの生計単位として暮している場合とがある²⁾。

このそれぞれの場合をここでは「2世代夫婦分離型」と「2世代夫婦同居型」と呼ぶ。隠居別居慣行のある場合は2世代分離型であり末子相続のように年長の若夫婦が出ていくものもこれに含まれる。

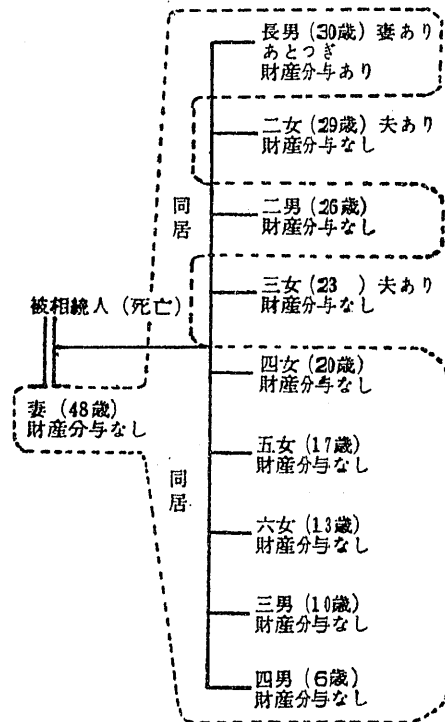
- 1) ここで相続としてとらえるのは、厳密な意味の「死後相続」だけではなく、生前分与といった被相続人の推定相続人に対する農地その他の財産処分あるいは学資・婚資といった利益付与をも含めた意味で使用される。
- 2) 武井正臣氏は家族類型として「西南日本型家族」と「東北日本型家族」あるいは「非『家』的家族」と「『家』的家族」という概念を用いている。武井正臣「西南日本型家族における相続と扶養」(潮見俊隆・渡辺洋三編「法社会学の現代的課題」所収)

図 1
2 世代夫婦分離型の事例（末子相続）
（鹿児島県，申良町）



点線でかこんだ者が，老親と同居し，一緒に暮している。
「農家相続の実態（私法学会調査）」264ページより作成

図 2
2 世代夫婦同居型の事例
（宮城県，古川市）



点線でかこんだ者が，老親と同居し，一緒に暮している。
「農家相続の実態（私法学会調査）」42ページより作成

2 世代夫婦分離型と同居型について，それぞれ典型的な家族構成を図 1 と図 2 に示してある。

図 1 は末子相続と呼ばれるもので，成長した長男から順次，独立して出てゆき，その際男の子には土地その他の財産を平等に分割し与えてゆくのである。親の扶養は，親が働けなくなった時点で家に残っていた弟などがみるものである。

図 2 は長男が妻帯後も親と同居し，土地その他の財産を単独相続し，あるいは単独でないにしても大部分の財産の承継し，親の扶養や未婚の弟妹の面倒をみるのも，財産承継したあとつぎである長男の役割となっているものである。

そこで，これら同居型と分離型の特徴をくわしくみるために，ある農家相続調査³⁾から，4 地域をり，その特徴を拾い出してみたのが表 1 である。

ここで表 1 にとりあげた地域について若干ふれておく。

白根市（新潟）と千代田町（佐賀）と東日本と西日本の代表的米作地帯であり，白根市は信濃川流域の蒲原平野の中央にあって高い水稻生産力を有する地域であり，千代田町は佐賀市の東部にあり農業として米作を基礎とする水田地帯であるが，佐賀市・久留米市が近いので通勤兼業も多く行なわれている。

3) 農政調査委員会「現代の農家相続」

三間町（愛媛）は愛媛県西南部の山に囲まれた盆地で、主体は水田米作であるが耕作規模が小さく、蓄産および山林経営を加えて経済的にささえとしている。

西海町（長崎）は西彼杵半島の海に面した西北端にあり、平地にとぼしく生活が困難であったため、かつては、早く独立できる長男から山林原野を開墾し、別居分家して、いわゆる末子相続慣行が

表 1. 4地域の相続・隠居慣行についての特徴

（地域の特徴と思われる事項には◎，地域の特徴ではないが、行なわれた事例がある場合には○を付してある）

地 域			新潟県白根市	愛媛県北宇和郡三間町	佐賀県神埼郡千代田町	長崎県西彼杵郡西海町	
相続と隠居慣行							
農地の生前分与	あり	あとつぎ	○	◎	○	◎	
		配偶者		隠居分に潜在的にあるといえる		隠居家屋について潜在的にあり	
		その他			◎	○	
	なし		◎				
農地以外の利益分与	あり	あとつぎ	○				
		配偶者					
		その他	○ 学資・婚資・住宅・現金	○ 婚資・学資	○ 学資・婚資・現金	○ 婚資・学資・現金	
	なし	○					
死後相続	あり	単独相続	あとつぎ	◎		◎	
			配偶者	○ 但し、中継ぎとして行なわれる	◎ 隠居分の承継		相続しないが一概に無権利とはいえない
			その他				
	共同相続	配偶者を含む					
		配偶者を含まない					
	なし				○		
隠居慣行	隠居別居			◎		◎	
	隠居同居		◎		◎	○	
隠め分居の保留	あり			◎		○	
	なし		◎		◎	○	
あ以外との分離分家	分 家				◎	○	
	離 村			◎		○	

みられたが、近時、土地の開発、みかんの栽培などが行なわれるにつれて、労働力の必要性などから、規模の大きいみかん栽培農家では長男が分家他出せずに家業の長子一括承継が行なわれるようになってきたといわれる。

上述のことをふまえて、表1.をみると、4つの地域はそれぞれユニークな特徴をもちながら、しかし、大きく2つのグループに分けることができるように思う。すなわち、白根市（新潟）と千代田町

(佐賀)に対して、三間町(愛媛)と西海町(長崎)である。

白根市と千代田町では隠居別居慣行はなく(2世代夫婦同居型)、隠居保留分もない。これに対し、三間町と西海町では隠居別居慣行があり(2世代夫婦分離型)、隠居保留分もあり、配偶者も隠居分という形をとるにしても、潜在的な形であるいは明確に、財産についての固有の取り分をもっているといえる。

生前分与と死後相続については、白根市では明らかに死後相続が主であるが、三間町と西海町では生前分与が主である。千代田町では、生前分与と死後相続の双方が行なわれ、生前分与はあとつぎ以外の子に対して分家として行なわれるのが主であり、死後相続はあとつぎが残った財産を単独相続する。

あとつぎ以外のものを分家させるか、それとも離村させるかについては、三間町では離村させるが千代田では比較的容易に分家させる。これは、三間町では余剰労働力を吸収できないが、千代田町では周囲の労働市場によって容易に兼業化しうるということである。白根市では分家しうるのは相当の富農層に限られ、多くは次に述べる農地以外の利益付与で処理される。西海町では離村他出もするか、分家も行なわれ、他出者が帰村した場合は山林や土地の分与が予定されている。

農地以外の利益の付与には地域による差異はあまりみられず、いずれもあとつぎ以外の者に対し、学資・婚資・宅地の付与などの利益の付与が行なわれることが多いようである。

扶養の側面からいうならば、老人(老夫婦あるいは老妻)が若夫婦と同居するか別居するかという問題と、老人の生活の基礎をどうするかという問題が重要である。表1.の項目にそくしていうならば、隠居慣行と隠居保留分の問題である。

2世代にわたる夫婦が同居し、隠居保留分もない白根市・千代田町の場合には、その家庭内において実際には、いずれかの夫婦が従属的な関係をもってその家庭内で生活するということになる。これに対して、それぞれの夫婦が別居する三間町・西海町では、それぞれの夫婦の独立性が強く、特に三間町では隠居保留分を明確に留保し、たとえ息子夫婦と協同して作業する場合にも、隠居保留分に属する農地からの収穫物は隠居分としてはっきり分けて、それをもって生活する。この慣行は、守らないと「非難される」という形で社会的統制力をもっている。三間町における隠居分保留という農地分割の慣行は、最近では父子契約に移行しつつあるという⁴⁾。隠居夫婦は、その一方が死亡した後も隠居家に住み別世帯のままであるが、病弱、老衰の場合はあとつぎが世話をする。

西海町の隠居制は、若夫婦が結婚して何年か経つと(その間、若夫婦は別棟の隠居家である「へや」で生活)、隠居夫婦がオモヤからへやへ移り若夫婦と入れ替わり、必ずしも生計を別にしないが、寝食あるいは寝泊まりを別にする。隠居家であるへやは隠居夫婦の財産と目されている。生き残った妻の相続は排除されている訳ではないが、それ程多いとはいえず、農地の相続はまれである。しかし、農地以外の不動産は、相続されることが少なくない。全体として、西海町では三間町における程には、各世代の夫婦が相互に独立しているとはいえない。

4地域を全体としてみても、三間町(愛媛)でもっとも各世代の夫婦の独立性が強く、西海町(長崎)、千代田町(佐賀)、白根市(新潟)の順に独立性は弱くなる。いいかえれば、その順に世代間の依存性は強くなる。そして、より一般的にいうならば、扶養のあり方は(一般的に、その地域の

4) リタイア後の老人の生活をどのように保障するかは、やり方としてはいろいろあり、慣行的にも、中国では養老田を留保することは宋・元時代にすでに行なわれていたし(仁井田陞「中国法制史」)、父子契約や年金契約もヴァージニアやウィスコンシンの農民の慣行であった(中村治兵衛「農地相続をめぐる問題」『農業総合研究』6巻1号)。

農家の経済力が強いかわ弱いかとは別にして) 各世代の夫婦の独立性の程度によって異なる。すなわち、各世代の夫婦の独立性とは、居住の独立性(同居か別居か)と経済的独立性(隠居保留分があるか否か)によって、はかることができる。

2. 家族の構成と規模

つぎに、相続と扶養が上述のようであるとして、そのことが家族構成や家族の規模に影響をもちているのではないかが問題となる。

今迄述べたことから推論するならば、次のように言うことができるであろう。

2世代夫婦分離型の場合、世帯構成は夫婦単位が原則であり、その分離が完全の場合(三間町などの例)には、例外(たとえば、病弱老衰のとき)を除いては3世代家族を構成しない。末子相続の場合(図1. 参照)、老親と末子夫婦と一緒に生活することがありうるとしても、老親と末子の年齢差からしても、老親と末子夫婦と一緒に暮らす期間は短かいであろう。これらのことは、いずれも、2世代にわたる夫婦と一緒に暮らしている割合を、統計的に少なくするであろう。そして家族規模は比較的小さいであろう。

2世代夫婦分離型の場合には、同居型の場合の裏返しである。分離型の場合、世帯構成は必ずしも夫婦単位ではなく、複数夫婦の同居も多い(図2 参照)。また複数夫婦の同居の期間は分離型におけるように例外的・短期間ではない。これらのことから、2世代にわたる夫婦が同一世帯と一緒に暮らしている割合は、多いであろう。結果として、同居型では家族規模は多くなるであろう。

しかし、これらのことを確かめる適当な資料がない。表2~5の統計は国勢調査から作成したものであるが、国勢調査において、それぞれの地域の隠居夫婦が若夫婦と同一世帯とされているか、それ

表 2. 家族類型と世帯規模(1) 白根市(新潟)

1970年については町村別のデータがなく、白根市についてだけである。

世帯規模		家族類型					
		総数*	夫婦のみ の世帯	単独世帯	夫婦と未 婚の子の 世帯	夫婦とそ の親+3 世代世帯	その他の 親族世帯
1970 国調	普通世帯数 (%)	6,555 (100.0)	258 (3.9)	199 (3.0)	2,505 (38.2)	3,214 (49.0)	110 (1.7)
	65歳以上親族のいる世帯割合	(33.4)	(16.7)	(20.1)	(6.6)	(58.1)	(65.5)
	一世帯当り親族人員	4.92	2.00	1.00	4.11	6.24	4.15
1965 国調	普通世帯数 (%)	6,260 (100.0)	185 (3.0)	115 (1.8)	2,450 (39.1)	3,055 (48.8)	435 (6.9)
	65歳以上親族のいる世帯割合(県)	(26.2)	(12.4)	(17.7)	(3.1)	(53.0)	(82.4)
	一世帯当り親族人員	5.38	2.00	1.00	4.09	6.43	8.16

*非親族世帯を除く

世帯規模		産 業				
		総数**	農林就業者 世帯	農・非農 混合就業者 世帯	非農林就 業者世帯	非就業者 世帯
1965 国調	普通世帯数 (%)	6,255 (100.0)	2,090 (33.4)	840 (13.4)	3,260 (52.1)	65 (1.0)
	一世帯当り親族人員	5.38	6.34	6.55	4.54	2.00

**総数は分類不能の世帯を除く

表 3. 家族類型と世帯規模(2) 三間町(愛媛)

世帯規模		家族類型					
		総*数	夫婦のみ の世帯	単独世帯	夫婦と未 婚の子の 世帯	夫婦とそ の親+3 世代世帯	その他の 世帯
1965 国調	普通世帯数 (%)	1,940 (100.0)	175 (9.0)	95 (4.9)	790 (40.7)	830 (42.8)	50 (2.6)
	65歳以上親族のいる世帯割合(県)	(26.8)	(27.1)	(27.4)	(5.8)	(63.6)	(72.4)
	一世帯当り親族人員	4.39	2.00	1.00	3.74	5.80	6.10

*非親族世帯を除く

世帯規模		産 業				
		総 数	農林就業 者世帯	農・非農 混合就 業者世帯	非農林就 業者世帯	非就業者 世帯
1965 国調	普通世帯数 (%)	1,940 (100.0)	705 (36.3)	610 (31.4)	515 (26.5)	110 (5.7)
	一世帯当り親族人員	4.39	4.69	5.15	3.53	2.27

表 4. 家族類型と世帯規模(3) 千代田町(佐賀)

世帯規模		家族類型					
		総*数	夫婦のみ の世帯	単独世帯	夫婦と未 婚の子の 世帯	夫婦とそ の親+3 世代世帯	その他の 親族世帯
1965 国調	普通世帯数 (%)	2,440 (100.0)	90 (3.7)	50 (2.0)	1,010 (41.4)	1,210 (49.6)	80 (3.3)
	65歳以上親族のいる世帯割合(県)	(30.2)	(33.1)	(28.2)	(6.8)	(61.1)	(75.4)
	一世帯当り親族人員	5.15	2.00	1.00	4.35	6.17	6.19

*非親族世帯を除く

世帯規模		産 業				
		総 数	農林就業 者世帯	農・非農 混合就 業者世帯	非農林就 業者世帯	非就業者 世帯
1965 国調	普通世帯数 (%)	2,440 (100.0)	660 (27.0)	790 (32.4)	960 (39.3)	30 (1.2)
	一世帯当り親族人員	5.15	5.39	5.83	4.53	2.17

表 5. 家族類型と世帯規模(4) 西海町(長崎)

世帯規模		家族類型					
		総*数	夫婦のみ の世帯	単独世帯	夫婦と未 婚の子の 世帯	夫婦とそ の親+3 世代世帯	その他の 親族世帯
1965 国調	普通世帯数 (%)	2,510 (100.0)	190 (7.6)	150 (6.0)	1,155 (46.0)	925 (36.9)	90 (3.6)
	65歳以上親族のいる世帯割合(県)	(25.3)	(27.2)	(30.4)	(6.7)	(64.1)	(72.4)
	一世帯当り親族人員	4.62	2.00	1.00	4.09	6.25	6.33

*非親族世帯を除く

世帯規模		産 業				
		総 数	農林就業 者世帯	農・非農 混合就 業者世帯	非農林就 業者世帯	非就業者 世帯
1969 国調	普通世帯数 (%)	2,515 (100.0)	1,425 (56.7)	445 (17.7)	525 (20.9)	120 (4.8)
	一世帯当り親族人員	4.62	5.00	5.28	3.73	1.50

とも別の世帯とされているかは、必ずしも明らかではない。白根市・千代田町の隠居が完全に同居している場合の世帯区分は比較的明らかであろうが、隠居別居慣行のあるところについては問題が多い。恐らく三間町の隠居別居の場合は、住居も生計も別ということで、別世帯として処理されたであろうが、西海町の隠居別居の場合には、棟を別にした別居ではあるが、生計は若夫婦と一緒にあるので、隠居夫婦が若夫婦と別世帯となっているか、それとも同一世帯となっているかは微妙である。データの制約を考慮に入れて判断するほかはない。また農家についてだけの統計は少なく、多くは非農家をも含んだ数字であり、これもデータの制約である。

表2～5において家族構成をみるには、家族類型をみることによって、おおよその様子を見ることができる。

三間町と西海町においては夫婦単位の世帯すなわち「夫婦のみの世帯」「単独世帯」「夫婦と未婚の子の世帯」の割合が多く、これらを累計した割合は三間町で54.6%、西海町では59.6%であるのに対し、白根市と千代田町ではこれらの割合は比較的少なく、これら夫婦単位の世帯の割合は、累計して、白根市で45.1%、千代田町で47.1%である。

複数夫婦によって構成されているとみられる「夫婦とその親」からなる世帯と「3世代世帯」を加えたものの割合をみると、三間町と西海町ではそれぞれ42.8%、36.9%であるのに対し、白根市と千代田町ではそれぞれ49.0%、49.6%であり、複数夫婦によって構成されるとみられる世帯の割合は、やはり、白根市と千代田町において多い。

世帯規模については、農家のデータがあるので、これについてみると、専業農家（農林就業者世帯）においても兼業農家（農・非農就業者世帯）においても、三間町、西海町の世帯規模（1世帯当り親族人員）は小さく千代田町、白根市では大きくなる。

以上のことは、隠居慣行（すなわち相続と扶養の類型）が、家族構成とその規模と密接な関連をもっていることを、制約されたデータにもとづくものではあるが、示すものである。

む す び

民法の規定が、どうであれ、相続制度はその社会（共同体）の老人の扶養制度としての機能をも、同時に、担わされてきた。それが、すなわち隠居慣行であった、ところで、そのようなものとしての隠居慣行は、家族の構成（家族の規模と家族を構成する者の続柄）とも不可分の関係をもっている。そして、相続制度を扶養という視点からみる限り、老夫婦が、あとつぎ夫婦に対して、どれだけ、住居がそして生活手段としての経済的基礎が、独立しているかが規準として有効であると考えられる。なお、本稿では、以上の点について、きわめて限られた範囲でしか、明らかにできなかったが、それは、今後の課題としたい。